

平成 29 年 4 月 10 日

保護者各位

京都市立銅駝美術工芸高等学校
校 長 吉 田 功

台風、地震、特別警戒警報発令時の非常措置についてのお知らせ

春暖の候、保護者の皆様にはますますご清栄のこととお喜び申し上げます。日頃は本校の教育のために、ご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、本校においては、台風、地震および特別警戒警報発令時の非常措置については、以下のよう
な措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

台風に対する非常措置について

台風により京都市（*テレビやラジオにおいては、「京都南部」または「京都・亀岡」地域と報道される場合があります）に「暴風警報」が発令された場合には、下記のような措置を取ります。

1 登校前に発令された場合

- (1) 「暴風警報」が解除されるまで、登校を見合わせ、自宅待機させてください。
- (2) 「暴風警報」が解除された場合については、下記の措置を執ります。
 - ア. 午前 7 時現在で解除された場合、平常授業を行います。
 - イ. 午前 8 時現在で解除された場合、午前 10 時始業とし、短縮 40 分で時間割通りの授業を行いません。
 - ウ. 午前 10 時現在で解除された場合、午後 1 時始業とし、午後の時間割で授業を行いません
 - エ. 午前 10 時現在で解除されない場合は休業とします。
 - オ. 上記ア～ウのいずれの場合も午前 10 時現在に京阪電鉄、阪急電鉄、市バスのいずれかが全面的に運行不能の場合は臨時休業とします。
- (3) 夏期休業中の補習およびクラブ活動等も、上記（1）（2）を適用します。

京都市以外の地域に住んでいる生徒は、その居住地に「暴風警報」が発令中の場合、自宅待機させてください。解除された場合は、1～5 により休業していなければ可能な限り速やかに登校させてください。

2 在校中に発令された場合

気象状況、帰宅に要する時間、通学路の状況などに十分配慮し。帰宅させるかどうかを決めます。

地震に対する非常措置について

1 登校前に発生した場合

- (1) 京都市で震度 5 弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。

※下校後、深夜0時までに発生した場合は、翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は、当日を臨時休業にします。

※休業日、休業前日に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページにより、授業等を実施する旨を連絡します。

※また、京都市で震度5弱未満の場合でも、居住する市町村で震度5弱以上の地震が発生した場合には、登校を控えてください。

- (2) 在校中に発生した場合

下校の安全が確認できるまで、学校に留め置くこととし、安全確認後、下校させますが、不測の事態においては保護者と連絡がとれるまで学校に留め置くことといたします。

特別警報発令時の非常措置について

1 登校前に「特別警報」が発令された場合

原則として、「次の登校日」(※)は臨時休業とする。

※「次の登校日」

- ・下校時から午前0時までに発令の場合は、「翌日」を「臨時休業」
- ・午前0時から登校前までに発令の場合は、「当日」を「臨時休業」

2 在校中に「特別警報」が発令された場合

- (1) 直ちに臨時休業とする。
- (2) 下校の安全が確認できるまで、原則、生徒は学校に留め置きとする。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いします。

[京都市立銅駝美術工芸高等学校]

HPアドレス:<http://cms.edu.city.kyoto.jp/weblog/index.php?id=300407>

